

平成29年 第2回定例会  
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成29年第2回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成29年6月12日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員 長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	係 長	細田浩子
--------	------	-----	------

説明のため出席した者

総務部長 荒木重臣  
(総務課)

課 長	山本昭彦	課長補佐	中村元則
-----	------	------	------

主 事 市川雄也  
(地域安全課)

課 長	山口功	係 長	朝居健太郎
-----	-----	-----	-------

企画財政部長 久保平敏弘  
(政策企画課)

課 長	荒木隆	課長補佐	福本美也子
-----	-----	------	-------

係 長 尾田光洋  
(財政課)

課 長 田中一之

住民福祉部長 森川寛子  
(住民環境課)

課 長	栗山浩二	課長補佐	久松勝
-----	------	------	-----

係 長 長谷裕志

(福祉課)

課 長 細 田 愛 二  
係 長 江 口 美和子

課 長 補 佐 山 口 聡一朗  
係 長 山 本 洋 佑

健康保険部長 中 山 庄 治  
(健康保険課)

課 長 志 田 純 子

教育委員会次長 帯 田 由 寿  
(教育総務課)

課 長 宮 司 裕 子  
係 長 金 子 寛 之

(生涯学習課)

課 長 山 口 利 弘  
係 長 日 高 拓 郎

教育委員会理事 金 崎 良 一

課 長 補 佐 峰 修 子

課 長 補 佐 和 田 久美子

本日の委員会に付した案件

議案第 32号 附属期間の設置に関する条例の一部を改正する条例

議案第 33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 36号 平成29年度長与町一般会計補正予算(第1号)

開 会 9時29分

散 会 14時38分

#### ○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。今期2年間の委員会構成も決まりまして、委員長でございますけども、皆さん方に迷惑掛けるかもしれませんが、できるだけ努力をして迷惑掛けないように進行させていただきたいというふうに思うわけでございます。

定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会をいたします。傍聴者が1名おられます。お知らせをしておきたいと思えます。

それでは、第2回の定例会議におきまして、常任委員会に付託を受けました議案第32号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

#### ○総務課長（山本昭彦君）

皆さんおはようございます。それでは、私の方から議案第32号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。今回の改正は附属機関として長与町地域公共交通会議と長与町地域福祉計画推進委員会を新たに追加するとともに、所要の改正を行うものでございます。長与町地域公共交通会議につきましては、昨年度策定いたしました地域公共交通網改善計画で乗合タクシー等の新交通システムの導入検討、町内の循環バスの検討などを掲げております。この公共交通に関する協議を行うために長与町地域公共交通会議を設置するものでございます。委員の構成は道路運送法施行規則第9条の3の規定に基づいた25人程度を想定しておりまして、任期は2年としております。次に、長与町地域福祉計画推進委員会につきましてでございます。こちら長与町地域福祉計画の策定、推進にあたり、専門的客観的見地からの意見を反映させるために長与町地域福祉計画推進委員会を附属機関として設置するものでございます。委員の構成は社会福祉法第107条の規定に基づいた10人程度を想定しており、任期は2年としております。附則では、この条例の施行日を平成29年7月1日からとしております。なお長与町地域公共交通会議につきましては、この後、地域公共交通網改善計画との関連もありますので、所管の方より補足説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

#### ○政策企画課長（荒木隆君）

改めまして皆さんおはようございます。本条例の主な内容につきましては、ただいま総務課長の方から御説明申し上げたとおりでございますが、関連がございますので少しお時間をいただきまして、お手元にお配りしております長与町地域公共交通網改善計画につきまして御説明を申し上げます。資料は計画の本体、少し厚い資料、それとA3版見開き1枚で計画の概要という2種類を準備しております。概要の方に沿って御説明を申し上げますが、必要に応じて計画の方も御参照いただければと思えます。本計画の策

定の途中経過につきましては本委員会の所管事務調査にて昨年の12月にお示ししていたところですが、まず本町の公共交通につきましては全国的に見た場合に一定充実をしているものの、役場など町内の主要公共施設へのアクセス性が悪い地域ですとか、路線バスのバス停から一定の距離があり、かつ急傾斜地で利用が不便な地域などが存在をしております。また、町中心部の土地区画整理事業も進行し、新しい町の拠点が形成されようとしております。本計画はそうした状況や将来のまちづくりの動向を踏まえまして、町内の公共交通利用に関する課題を分析し解消のための既存路線バスの再編、見直しや新公共交通システムの導入可能性を検討し、実現に向けた方策を示すものでございます。まず課題の分析ですが、町内を運行するバスは10路線ございまして、これをもとに交通不便地区の抽出を行いました。計画書の方の24ページを御覧ください。まず1点目としまして、一般的な基準でございますバス停から半径500メートルの円を描きますと、本町の住宅密集地をおおむねカバーしているという状況でございます。ただ500メートル以内であるとしても、地形的に高台の急傾斜地であるなど不便な地区も考えられるため、次の25ページでバス停から半径300メートル以遠かつ標高50メートル以上の急傾斜地でバスの進入が困難な住宅密集地を抽出しており、中尾団地が該当すると考えております。さらに次の26ページには、バス停から半径100メートル以遠かつ標高100メートル以上の急傾斜地でバスの進入が困難な住宅密集地として、道の尾それから自由が丘団地が該当すると考えられます。またA3の資料に戻っていただきまして課題の2点目でございます。路線バスのルートと目的地から見た課題でございますが、5つの課題としてそこに整理をしております。まず長与駅方面でいきますと、北部からの直接ルートが不足をしている状況。役場経由では緑ヶ丘、本川内等からのアクセス不足、まなび野からの日中の不足。昭和町経由では北部、東部からの不足。時津方面では東部、北部、高田方面の不足、まなび野からの日中の不足。バイパス経由長崎行きでは往路が2便、復路が1便。また経由エリアも限定的であるといった課題が抽出されたところです。さらに平成24年に実施した公共交通に関するアンケートの結果から自由記述の分析を行いました。結果としては役場、長与駅などの町中心部へのアクセス不足、町内循環線についての要望が多かったということで、再度計画書の50ページを御覧ください。50ページの下段の図でございます。ちょっと小さくて申し訳ないんですけども、左側の図が先程申し上げた課題を地図に落とし込んだものになります。右側の図がアンケートの結果を自治会別に図示したものとなっております。両者を比較してみますと、既存路線からの課題分析とアンケート結果というのが、おおむね同様の傾向にあるという結果となっております。A3の資料でございますけれども、これらの課題を踏まえまして今後検討する将来の公共交通ネットワークの概念図を左下にお示しをしております。例えば、中心部で申し上げますと町内循環線の形成ですとか、交通不便地区として抽出された2か所、中尾団地、道の尾、自由が丘地区の解消。それから時津方面の不足ということもございましたので、広域循環線ということで時津、道の尾、榎の鼻とこ

れを結ぶような路線。東部のエリアについては既存バスルートの見直し、それから通勤、シャトルバスなどの長崎方面へのアクセス強化というこういった概念図を掲げております。これを実現するために、右半分になりますけれども6つの重点事業を掲げております。1点目が新市街地形成、榎の鼻に合わせた既存路線体系の見直し、これは北陽台地区に商業施設、医療機関等新たな都市機能の集積が予定されていることから、同地区を経由するなどまちづくりの進捗に応じた柔軟な既存路線の見直しを図ることとしております。これについてはバス事業者のダイヤ改正により通勤通学時間帯における団地内への乗り入れと、現行ミニバスの西高田線への路線変更、このバスは平日にはイオンタウンに乗り入れることとなっております。5月25日から運行していただいているところです。今後こうした利用状況や要望などを踏まえまして、充実を図るためにバス事業者と協議をしまいたいと考えております。2点目が交通不便地区の解消のための新交通システム導入の検討です。中尾団地、道の尾、自由が丘団地への乗合タクシー導入の検討と試験運行を行いたいと考えております。走行イメージとしましては計画の方の27、28ページ、航空写真でお示しをしております。今後まだまだ地元の方々からこういったルートで、目的地をどうするのかといった検討をしますが、現在想定されるルートとしてはここにお示ししたとおりでございます。それからA3の資料、3点目でございます。町内アクセシビリティ向上のための町内循環線等の新設検討。町の中心部へなど、町内の横移動をカバーする町内循環線について検討を行い、バス事業者への要望を行いたいと考えております。4点目、連携中枢都市圏の実現を支える広域循環線の導入検討。特に、時津町へのアクセス不足が課題として存在することから、連携中枢都市圏を構成する長崎市、時津町と連携し長与町中心部、時津町、道の尾の3拠点を循環する広域循環線について検討を行いたいと考えております。5点目が定住都市としての機能強化を実現する通勤時間帯のアクセス強化の検討です。本町の特性でございますベッドタウンとして長崎市中心部向けの利便性の高い川平有料道路經由長崎行きの増便など利便性の向上を図るべく、事業者との協議、要望を行ってまいりたいと考えております。これについては県営バスの長崎駅、バイパス經由の県立大学シーボルト校の路線が本年4月から新設をされ運行されているところでございます。6点目、利便性の高い公共交通ネットワークの構築。高齢化社会において自家用車がなくても快適に移動ができる環境づくりを目指し、継続的なニーズの把握と町内交通ネットワークの維持改善を図ってまいりたいと考えております。3つの事業については右下の表にお示ししますとおり、短期、中期、長期といった大枠のスケジュールをそれぞれ設定し、取り組んでまいりたいと考えております。地域公共交通会議におきましては、まずはこの本町が作定しました計画の方針について、住民の皆様、事業者の皆様に一定御理解をいただき、御協力をいただきたいということで、説明を行っていく予定でございます。さらに今年度につきましては乗合タクシーの導入について、この会議の中で検討をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりまして、最後にありましたのが趣旨であったように理解しましたが、約10分間の説明をいただきました。引き続きまして、地域福祉計画推進委員会について説明を求めたいと思いますが、どなたですか。

細田福祉課長。

**○福祉課長（細田愛二君）**

それでは、私の方から長与町地域福祉計画推進委員会について御説明をさせていただきます。長与町の地域福祉計画推進委員会につきましては地域福祉の推進に関する事項を定める計画としまして、本町では長与町地域福祉計画を策定しております。現行の計画は平成28年度から実施をしておるところなんですけれども、現計画の進捗状況につきましての評価、検証また次期計画の策定を行う際の専門的、客観的見地からの御意見を反映させるために、学識経験者、福祉団体代表者等で構成をする委員会を設置するものでございます。現計画につきましては策定時に推進計画策定委員会というものを設置をして策定をしたわけでございますけれども、その策定委員会につきましては計画の実施と同時に解散といいますか、その効力を失うということで要綱を策定しておりましたので、今回策定及び実施の検証を行う委員会ということで推進委員会を設置するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましてのでこれから質疑を受けていきたいと思えます。

どちらからでも結構ですので、質疑ある方は挙手願いたいと思えます。

質疑はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

地域公共交通会議の部分ですけれども、先程詳しく説明をしていただいたんですけれども、その中でさらに今後どのくらいの会議が開催しようとしてるのかということと、例えば、その開催日数と、それから主なこの1回目にはどういった内容の話し合いをする、2回目はどういった、その辺りが分かれば御説明をいただければと思えます。

**○委員長（岩永政則委員）**

荒木政策企画課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

地域公共交通会議の本年度中の開催は、現在のところ4回を想定しております。まず最初の1回目においては先程も申し上げましたとおり、本町のこの計画についての御説明、それから乗合タクシー事業の導入について今後の予定といいますか、そういったものを御説明したいと考えております。2回目については乗合タクシーの事業計画案を策定し、この会議の中で協議をしてみたいと考えております。それが1回で整うか、2回かかるかということで3回目までを想定しております。それから年内に実証試験運

行がスタートできれば、年度内に1回、その評価ということを行っていきたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に質疑ありませんか。

山口委員。

**○委員（山口憲一郎委員）**

ちょっと簡単な質問ですけども、このメンバーについて住民または利用者の代表となっておりますけどこれはどのような方法で選ばれるんですか。

**○委員長（岩永政則委員）**

荒木政策企画課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

この住民または利用者の代表ということで、実際にその地域公共交通を利用される方もしくはその実態を町全体に渡って広く御承知の方という方を想定しております。例えば民生委員とか地域の実情に詳しいのではないかと。そうした観点から選任をしてみたいと考えております。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に質疑ございませんか。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

規則案を見ますと2条に協議事項というのが載っておるんですが、だいたいこの改善計画書、先程御説明いただいたんですが、この中でも多くのことが示されてると思うんですが、あえてこれをまた詳しく協議をしていくというようなことなんでしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

荒木政策企画課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

交通会議の中で、まずは町の方針として今回策定したものを詳しく御説明を申し上げたいと考えております。その会議の参加者の中にはバス事業者であるとか、タクシー事業者であるということで、先程申し上げた6つの町としての事業の方針というものも、一定御理解をしていただく必要があると考えております。その中で、いろんな御意見等あられるかもしれませんが、そういった御意見も伺いながら進めていきたいと考えております。

**○委員長（岩永政則委員）**

久保平企画財政部長。

**○企画財政部長（久保平敏弘君）**

課長が御説明申し上げたとおり、地域公共交通会議にはこの改善計画をお示しをして、町の中長期的な考えというものをまず理解をしていただくと。実は、その地域公共交通



会議というのは先週の本会議での質疑の中でもございましたとおり、利害関係者にお集まりいただいて調整をしていくと、それは具体的なルートであったりダイヤであったり運賃であったりとするわけですが、まず先程申し上げたように全体像を御理解いただいた上で、この6つの方針の中の乗合タクシーの部分について具体的な提案をして、その内容の妥当性について協議をしていただくというようなことを想定しております。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私もちょっとこの想定参加者ということでお聞きしますが、町長又はその指名する者というのは、これは所管の方ということなんでしょうか、その点を。

○委員長（岩永政則委員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この会議は町長が主催するというふうに法律上の位置づけがなされておまして、地方公共団体が参画をするという考えのもとで、関係所管課の職員を想定しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

分かりました。それともう1点なんですけど、この地域公共交通ということに関しては、なかなか一応委員の任期が2年であって、今後、他の自治体をちょっと見たら2年だけではなく、ずっと継続して会議というか、これをそのまま設置しておくという所が見られるようなんですけれども、本町においてもそういうふうなことなんでしょうか。それとも2年でしっかり切って解散というか終わるということになるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この会議については、まずは乗合タクシーについての協議をしたいと考えております。その後についても、例えば、本格的な運用になった場合にもその運用の実態ですとか、歳出歳入の現状ですとか、課題があればそうしたものの整理というのは引き続き実施をしていく必要があると考えております。また地域全体のその実情に応じた適切な乗合旅客運送のあり方という部分についても、この会議の中で協議をしていきたいと考えておりますので、継続的に実施をしてまいりたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

地域公共交通会議の件でお伺いしますけれども、先程いただいた資料の中で会議規則に関する別表、補足資料ということで、いわゆる会議を構成する方々の表があるんですが、その中の4番で住民又は利用者の代表ということで6名を想定されていますけれども、これは今回、まずは当面中尾団地、それから自由が丘、道の尾線に関わる方々なのか、それともそれ以外の町内にまんべんなくそういった方々に入ってもらおうと、どういった地域の方々あるいは団体の方々を考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

荒木政策企画課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

この住民又は利用者の代表という中には先程申し上げた民生委員の他に、想定ですけども自治会長会ですとかコミュニティ地区連絡協議会を想定をしております。これは代表者という形でこの会議には御参画をいただくと想定しておりまして、それぞれ運行を想定しております2地区につきましてはヒアリングを通して自治会長等から御意見は伺ってまいりたいと考えております。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

この間、総務文教常任委員会等々で所管事務調査などで、他自治体でコミュニティバス、乗合タクシーを走らせている状況を確認させてもらってる中で1つ課題だなと感じてるのは、せっかくバスを導入したにも関わらず、なかなか利用されなくてうまくいかないという事例もあって、その対策としてはやはり自分たちの地域にせっかく走らせたバスをその住民たちも積極的に利用する機運を高めないとですね。無くなったら非常に不満の声は出るんですけども、有れば皆が積極的に使うかという、そこは、やはりその地域の人たちが自分たちの足を自分たちで守るという意識を高めないと非常に難しいと思うんですが、その辺りを研究、検討が必要だと思うんですが、その辺りの見解はいかがでしょう。

**○委員長（岩永政則委員）**

荒木政策企画課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

私どもも委員御指摘のとおりだと考えておりまして、まずは地域の皆様方に自分たちの生活の足であるということで御利用をいただきたいと。そのためには私どもが一方的にルートですとか時間帯の設定を行うのではなくて、むしろ主体的に地域の皆様方にそこは決めていただきたいと考えております。その中で、変更が必要であれば変更を重ね

ながら利用しやすい便の設定をしていくことと、あとはその周知、利用される地域の方々に分かりやすい形で、マップですとか、ダイヤをお知らせをしてみたいと考えております。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に質疑ありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

もう1点、所管事務調査の時に公共交通というのが、現商店街との共存共栄という、そちらの方も含めた検討というところでおっしゃってたかと思うんですが、この27ページの路線イメージという地図を見ると、この中央商店街の中を乗合タクシーが通っていくという路線になってるかと思うんですけども、住民又は利用者の代表というところで、商工関係の人ももちろん当然ですけど、地元の商工関係の人というかそういう方も必要ではないかと思うんですけども。これ要望でも何でも無いんですけど、そういう点はどういうふうに考えられてるのでしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

荒木課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

27ページの中尾団地の想定ルートでございますけれども、御指摘のとおり、あえて商店街の中を通るルートにしております。その理由の1つとしましては既存のバス路線等と重複しないようにというのもございますけれども、もちろんこの地区の商店街の活性化という視点もございます。現段階においては商店街もしくは商工会の関係者を住民または利用者の代表として参加していただくようには想定をしております。まずその第一義的には、利用者の方の観点からどういったルートで運行するのが利便性が良いのか、効率的なのかということを考えておまして、現段階ではその商業関係は想定をしていないというところでございます。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

地域福祉の方も質疑があれば、合わせて結構でございます。ないですか。

喜々津委員。

**○委員（喜々津英世委員）**

委員会の構成の中でちょっとお尋ねをしたいんですが、これは議会の方でも、よく議会の代表者という中で議長の充て職とか、いろんな表現の仕方があったんですが、そういう議会枠として1名要請をするならば議会にその人選を任せるというやり方でいこうということで、まだ正式では無いんですが申し合わせをしております。そうすると、例えば、1が自治会長会の代表者、2が自主防の代表、それから4の各種福祉団体、そういうところに直接人選の依頼をするのか、あるいはもう指名をするのか。依頼をするということになると、協議会あるいは自治会長会の中で人選をして報告をするというやり

方になるかと思うんですが、そこらへんについてはどのように考えておられますか。

○委員長（岩永政則委員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

委員の構成の選出といいますか、お願いに関するやり方ですけれども、一応規則案の方ではそれぞれ自治会長会の代表者、自主防災組織連絡協議会の代表者ということで、代表者という表現をさせていただいております。この代表者につきましては、こちら側の想定としましてはそれぞれの団体の会長を想定しておりますので、委員をお願いする際につきましては会長宛てに依頼の文書を差し上げまして、そして承諾をいただくと。学識経験者とその他町長が必要と認める者という方につきましては、その団体宛てに推薦といいますか、どなたかお願いしますという形でお出しをしまして、代表の方の承諾書と出ていただく委員の方の同意書を取る予定にしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今の答弁では、それぞれの会、団体の代表者ということのようです。これは例えば2番目の自主防は今ここにおられる中村議員が多分会長だとお聞きしたんですが、これは議会枠ではなくて自主防災の枠で出るということは別に問題無いかと思うんですが、そういう議員が会長を務めておられた場合に、今後こういったこの種の問題でいろいろ議会に提案をしたりする、そういう部分もあるわけですので、役場の方には議員として指名をしてもらうのは止めてもらいたいというのが私個人の希望ですけれども、そういう意味で、特段会長というふうに決めつけてしまうのか、あくまでも代表者としてその会とか団体の主体性に任せるという方法も取る必要が有りはしないかなという気もするんですが、そこら辺についてもう一度お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

森川部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

今のところ各団体の代表者ということで推薦をしていただきたいと思いますので、どうしてもその代表者の方がいろいろな業務が重複するという形で出席ができないとなった時には御相談をいただくしかないのかなと。こちらとしては代表者に出ていただきたいということで、代表者の方に御依頼を差し上げるようにいたしますので、どうしてもいろんな委員に、もうたくさん出ているから今回はということになると、各、こちらが想定するその自治会長会であったりとか、相談をしていただいて、例えば副会長の方に出ていただくということはあるのではないかと考えております。それについては各団体の主体という形でお願いしたいと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第33号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

#### ○総務課長（山本昭彦君）

それでは、議案第33号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。今回の改正は議案第32号でも御説明いたしました長与町地域公共交通会議と長与町地域福祉計画推進委員会の新設を行うもので、会長、委員長職が日額の7,400円、委員がそれぞれ日額7,000円とするものでございます。附則では、この条例の施行日を平成29年7月1日からとしております。審査の程、よろしく願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で20分まで休憩いたします。

(休憩 10時12分～10時20分)

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第36号平成29年度長与町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

**○総務課長（山本昭彦君）**

それでは、一般会計補正予算（第1号）の総務課所管について御説明をさせていただきます。まず人件費に関する補正の全体的な説明をさせていただきます。一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の14、15ページをお開きください。14、15ページは補正予算給与費明細書、特別職に関する補正でございます。14ページの1番下の比較の欄、その他の特別職、給与費の中の職員数35人と、報酬77万3,000円でございます。今定例会におきまして上程させていただいております地域公共交通会議委員25名分、地域福祉計画推進委員会委員10名分の報酬で、地域公共交通会議を4回、地域福祉計画推進委員会を1回開催予定でございます。人権費に係る説明は以上でございます。

続きまして、総務課、独自要求分について御説明をさせていただきます。ページ戻りまして、歳出の10ページ、11ページでございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、こちらは今年行われます平和事業の一環といたしまして、長崎市より譲り受けました蒸気機関車の車両の一部の動輪を原爆救援列車の始発駅である長与駅東口に平和のモニュメントとして設置を予定しております。その設置のための工事請負費、またその除幕式に係る式典委託料、除幕式の際の来賓にお配りするお礼の品に係る経費をそれぞれ増額補正とさせていただいております。それぞれ2款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費の食糧費として3万5,000円、同じく13節委託料平和事業式典委託料として10万円、15節工事請負費、被爆遺構設置工事費として120万6,000円の増額補正でございます。以上で説明を終わります。審査のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

今説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

被爆遺構の設置工事費ということで120万円上がってるわけですけども、なぜこの車輪とレールだけということで、実際に本体全体を希望している自治体があったというふうに聞いてるんですが、本町にそれを分解してでも取る理由があったのかということと、ちょっと聞いたんですけども、その理由を。

○委員長（岩永政則委員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

譲り受けました蒸気機関車ですけども、老朽化が激しくて移設するにはもう動かさないということでした。解体するしかないということでしたので、こちらの方も、車輪の方だけを譲り受けたということでございます。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

その上の平和事業式典委託料ということで10万円上がっておりますが、車両を引き受けるということで、平和事業をまた改めて盛大にやるということになってるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

こちらの委託料は今回設置をしまして、お披露目という形で、この車輪のモニュメントの方の除幕式を考えております。この分の委託料ということでございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今出ておりますSLの車輪の件でお伺いを、ちょっと3点まとめてしたいと思うんですけども、聞くところによると東口のロータリーの中に設置したいということで、そこでお伺いしたいのが、現在ロータリーの中に町木、梅の高木ですかがありますよね。この梅の木に影響がないものかどうか1点、それからもともとこのSL自体が老朽化が激しいというのは、やはり鉄でできているということから老朽化があったと思うんですが、今回設置するにあたって例えばさらなる老朽対策といいますか、またこれが腐食していくという恐れがないものか、その辺りに対する何らかの対策は考えているのかどうか。もう1点が設置するということですので、私はできれば子供たちがちょっと触れるぐらいの感じが良いかなと思うんですが、もう全く柵をして全く触れられない状態になるのか、この3点をお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

まず1点目の梅の木に影響があるかということでございますけども、まだロータリーの内には若干余裕がございます。梅の木と離れた所で設置の方、考えていきたいと考えております。メンテナンスの方でございますけども、こちら今のところ再度磨きをかけて塗り直しをする予定でございます。後々はそういう塗り直し等のメンテナンスは出てくるかと思っております。それと子ども達が触れるようにということでございますけども、こちら一応今のところちょっと柵をいたしまして、結構、動きはしないんですけども、ほとんど考えられはしないんですけども、結構大きなものでございます。直径が1.8メートル程ありますので、安全を期して一応柵の方をということ考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

基本的にそれをもたらってきてあそこに展示をすると。さっき、堤委員の質疑の内容とも若干かぶるんですが、要はそれをどう活用していくか。例えば、その武道館の小さい看板とかああいうのは、正直言って何なのかと思ってしまうんですが、今度の場合は駅前のロータリーの中にあるということですので、そこら辺の活用については、やはり平和事業とか、そういった絡みでも使えるような、そういう施設、そういう展示品といえますか、看板等の設置もひっくるめて必要だと思うんですがそこら辺についてはどういう考えであるのかお尋ねします。

○委員長（岩永政則委員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今度のモニュメントに関しましては、動輪の方も1.8メートルと結構大きゅうございます。看板の方もそれに合わせた大きさで、結構大きなものかと考えております。説明の中身としましても、救援列車の経緯等々載せるようにしておりますので、十分、今後の平和学習等、この被爆の継承等十分活用できるのではないかと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そうしますと、被爆者の会の長与支部が管理している東口の左手の上り手の所に大きな石碑がありますよね。あれも平和を願って被爆者団体が設置をされたものですけども、駅前にこういう2つの平和を学習する機会があるということでもありますので、そういうところをひっくるめて活用をお願いしたいと思っております。



もう1点は、この際やっぱり検討を加えてほしいのは、ロータリーの中に車が多分2台か3台駐車できるスペースがあるんですけども、ロータリーの中に駐車スペースというのは果たしてどうなのかなというのがありますしね。そうすると、そういう車輪を展示をする、そこら辺の子ども達がそこに集まって学習をするというそういう場所にすべきであって、駐車場としてはいかがなものかなという気はしたんですが、そこら辺についてはどのように考えておられますか。

○委員長（岩永政則委員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

このモニュメントの設置場所といたしましては駐車場ではなくて、中程にレンガ敷きで敷地といいますかスペースがあると思います。その中に考えておりますので、駐車場ではないので、そこは十分子ども達が入って行ってモニュメントを見て平和学習等を行えるとは考えております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

私が言いたいのは、もうこの機会に、そのロータリーの中に駐車場、金も何も取らない駐車場ですから、それは利便性からいけば有った方が良いかもしれませんが、この際そういうロータリーとしての本来の利用をしたらどうですかという意味ですから、違う答弁だったと思うものですから、もう1回お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

ちょっと総務の方で答えるべきではないと思うんですけど、確かにあの駐車場、結構長く停めてる方もいらっしゃいます。当初作った時にやっぱり必要だから作ったと思いますので、周りにちょっと迎えにいつでも置けませんので、今の所はもうそこはあたらない方が良くないかなとは、総務の立場で答えるべきではないんですけど思っております。平和の関係でも、多分今から見に来てくれる方があると思いますので、駐車場としては残してもらえたらと、有って良いものだと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

その件、双方でよく所管とも協議をされたらどうでしょうか。

他に質疑ありませんか。

それでは質疑なしと認めます。

以上で総務課は終わります。退席をお願いします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

地域安全課について説明を求めます。

山口地域安全課長。

**○地域安全課長（山口功君）**

それでは、平成29年度長与町一般会計補正予算（第1号）の地域安全課所管分につきまして御説明をさせていただきます。今回の補正につきましては女子職員の出産休暇及び育児休暇に伴う産休代替臨時職員の雇い入れに係る補正でございます。

それでは長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の10ページ、11ページをお開きください。歳出でございますが、2款総務費1項総務管理費10目地域振興費4節共済費の13万1,000円は育児休業等代替職員の社会保険料に係る経費でございます。これは女子職員の出産休暇及び育児休暇に伴う産休代替臨時職員の雇い入れに伴う経費でございます。次に7節賃金の79万4,000円は育児休業代替職員の賃金と通勤手当に掛かる経費でございます。これにつきましても女子職員の出産及び育児休暇に伴う産休代替臨時職員の雇い入れに伴う経費でございますが、産前休暇は出産予定日を含めて8週間前から、産後休暇は出産の翌日から8週間となっております。なお、その後育児休暇に入りますので平成30年3月31日までを計算しますと172日間の予定でございます。平成29年度中の出産育児休暇に係る休業予定期間としております。代替職員の賃金につきましては、750円掛け5.75時間掛け172日間で74万1,750円、また代替職員通勤定期手当につきましては日額300円掛け172日間で5万1,600円、以上が今回の地域安全課所管分の補正でお願いするものでございます。御審査のほどよろしくお願いたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

この代替職員の身分といいますか、通常パートで雇ったりもしますよね、臨時で。そういう方とどう違うのか、ちょっとそこら辺をお願いします。

**○委員長（岩永政則委員）**

山口課長。

**○地域安全課長（山口功君）**

身分につきましては、今の臨時職員、パートと同じような形でしております。ただ雇用期間につきましては、その期間内を一応予定をしております。

以上でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

通常その場合に、通勤手当の支給をされてるんですよね、どなたも。

○委員長（岩永政則委員）

朝居係長。

○係長（朝居健太郎君）

お答えいたします。パート職員の通勤手当につきましては、今年度の4月より2キロ以上のパートについては、日額300円まで支給が決定されております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

これで総務部の地域安全課は全部終わりました。

11時まで休憩します。

（休憩 10時42分～10時59分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

企画財政部の政策企画課所管に入っていきたいと思いますが、提案理由の説明を求めます。

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

それでは一般会計補正予算（第1号）、政策企画課分について御説明を申し上げます。説明書の10、11ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費8目企画費、いずれについても長与町地域公共交通会議に係る経費を計上をしております。まず1節報酬は地域公共交通会議の委員報酬70万2,000円を計上しております。25名掛ける4回分として計上しております。次の9節旅費は委員の費用弁償10万円を計上しております。11節需用費は同会議におけるお茶代1万6,000円を計上しております。13節委託料は地域公共交通会議の運営と乗合タクシーの試験運行に向けまして、ノウハウを持った機関に支援業務を委託するもので49万7,000円を計上しております。以上が政策企画課分です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。ただいまから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

13節委託料です。今ノウハウを持った機関に支援をしていただくという御説明だったんですが、もう少し具体的にどういったことが考えて、どういうことを補助するのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この会議につきましては本町で初めて設置をするということになりまして、参加していただく構成員の中にはバスやタクシーの事業者、それから利用者となる住民の方々という参画を予定しております。そうした中で意見調整など出てくるということも想定いたしまして、その調整といたしますか、その会議の運営の支援、それと試験運行に向けての支援として事業者との協議、それから国への申請も一定出てきますので、そうした各種手続の支援ということを想定しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ということは、事前に他自治体等でそういったことをした経験といたしますか、一定ある所に見込むといたしますか、そういったところを念頭に置いていらっしゃるかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今想定しておりますのは、県内の他の自治体でもそうした受託の実績がおありで、国に対するそうした申請事例などノウハウをお持ちの所を想定しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

この13節で試験運行、これはどのくらいの期間行われるのか、お伺いたします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

試験運行の期間は、おおむね6か月、半年ぐらいを想定しています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

それでは、質疑がありますから副委員長と交代をいたします。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

岩永委員。

**○委員長（岩永政則委員）**

今の委託料の地域公共交通会議運営補助委託料というのは、今の質疑の中で想定しますと、その委託先は例えば交通会議の構成員のノウハウを持った人というそういう意味で説明があったんじゃないかと思いますが、まずその辺りの確認をしたいというふうに思います。

**○委員（分部和弘委員）**

荒木課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

支援をお願いするのは会議の運営そのものでございます。先程申し上げたのは、その会議の中には事業者ですとか利用者という方々、そういった方々がいらっしゃいますので、意見の調整を図るという意味で、これまで経験をされてきたノウハウを持った方をお願いをしたいと考えております。

**○委員（分部和弘委員）**

岩永委員。

**○委員長（岩永政則委員）**

再確認をしたいんですが、1の報酬の地域公共交通会議の委員が25名いらっしゃいます。このメンバーというのは、ありましたようにいろんな利用者とか運行者とか、そういう方々で構成をされるということですよ。それはそれで会議が審議会のような形で開催をされる、任命をする、そうすると13も同じような表現でいくもんですから、この審議会にあたるその交通会議は、ここのメンバーの方にこの地域公共交通会議運営補助委託料ということですから、この会議の中のメンバーの人たちに委託をするというような捉え方になるんですけども、そうではなくして全く交通会議の構成員以外の全く違うところに委託をするというならば分かりますけども、この交通会議のメンバーの人達に委託をするとなると、全くおかしいというふうに私は理解をするんですが、その点確認をさせていただきたいと思います。

**○委員（分部和弘委員）**

荒木課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

この委託につきましては会議のメンバーとは全く別に、どちらかという私どもの事務局側の方で運営の支援をお願いをしたいと考えてます。以上です。

**○委員（分部和弘委員）**

委員長を交代します。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に質疑はありませんか

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

13節なんですが、金額も小さいので恐らく随契で委託契約か何か結ばれると思うんですが、見込みでその委託先とかというのは、もう大体想定がされているんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

現時点で既に委託先を想定をしております、これは本町の公共交通網改善計画の策定支援にも携わっていただきました長崎地域政策研究所を想定しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、試験運行とかという話も出ったんですが、その件についても今言われた所で何らかの作業をしていただけるということなんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

試験運行に向けても、実際にどういった車両でどういった事業者が運行するのかといったアドバイスですとか、そうした調整、こちらもこの委託先にお願いをしたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑はありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

13節委託料関係ですけども、今年度もその長崎研究所でしたかね、委託されるということですけども、これは来年以降も随契になっていくのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この委託につきましては、先程の繰り返しになりますけど、初めてのその会議の設置ということで、今年度のみというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程の委託料の件の委託先ですけれども、この間もずっとそこの地域政策研究所の支援を受けながら、ずっとノウハウを生かしてこの間もずっとやってきたというふうに思うんですが、今後具体的な話になっていく中で、例えば乗合タクシーを運行しようとした場合に町内には2つの事業所がいらっしゃいますから、その辺りの公的な、例えば役場が直でやる場合はそういった業者の選定の時に一定の公平性、その辺りをきちっとやっていかれると思うんですが、今回、委託先がその辺りまで入っていった場合に、そういう公平性、公正性というのはきちっと担保できるのかどうか。この辺りどういう見解でしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

荒木政策企画課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

今、その委託の内容で想定しておりますのは、いわゆる支援という部分でございまして、実施主体としてはやはり町でございまして、委託の方法ですとかそういったものは町の財務規則等に従って実施をしてまいりたいと考えております。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

他にありませんか。いいですか。

それでは質疑を終了いたします。政策企画課は終わりたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

質疑を続けたいと思いますが、財政課の説明をお願いいたします。

田中財政課長。

**○財政課長（田中一之君）**

それでは財政課所管部分につきまして説明をいたします。説明書の6ページ、7ページの方をお開きください。歳入の17款2項1目1節財政調整基金繰入金3,173万2,000円の増額補正をお願いしております。これにつきましては今回の1号補正予算の財源調整として計上いたしております。今回計上していませんが2節の減債基金繰入金を含めたところの1目の合計は8億8,314万6,000円となります。

以上が、財政課所管でございます。御審議の方よろしくをお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりました。それでは、ただいまから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

財政課を終わりたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

福祉課所管に入ってまいります。提案理由の説明を求めます。

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

平成29年度長与町一般会計補正予算（第1号）の福祉課所管について御説明をいたします。今回の補正につきましては、長与町地域福祉計画推進委員会の設置並びに障害者福祉システムの改修に係る補正でございます。

まず歳入でございますが、説明書の6、7ページをお開きください。13款2項2目1節社会福祉費補助金19万4,000円ですが、これは障害福祉サービス等における福祉介護職員の処遇改善に係る報酬改定に伴いまして、障害者総合支援給付管理システムの改修が必要となりますが、その改修費用につきましては100%国庫補助の対象となりますことから、その補助額について計上したものでございます。

次に歳出でございますが、10、11ページをお開きください。3款1項1目1節報酬7万1,000円及び9節旅費1万円につきましては、長与町地域福祉計画推進委員会の設置に伴います委員の報酬と費用弁償でございます。この委員会につきましては本町地域福祉計画の策定、推進施策評価等について審議を行う機関で学識経験者、福祉団体の代表者等で構成し、29年度は1回の開催で現行の第2次計画の進捗状況につきまして評価検証を行う予定にしております。その下の2目13節委託料19万5,000円は、先程歳入の所で御説明いたしましたけれども、福祉介護職員の処遇改善に伴います給付管理システムの改修に係る委託料でございます。

以上が今回福祉課所管分として補正をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

障害者福祉システム改修業務の委託料ということで、直接的にはこの改修云々のことじゃないんですが、処遇改善のためのシステム改修ということなので、ちなみに今回の改修によってどういう処遇改善がなされるのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

福祉介護職員の処遇改善につきましては、平成24年度から随時行われておりまして、



今回の改善内容につきましてはキャリアパス要件ということで、経験もしくは資格等に  
応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けると  
いうことになっておりまして、そういった仕組みを構築した事業所につきましては、そ  
ういった処遇改善が行われるということになります。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そういった事業所の方から案内が来た時に、コンピューターを通して、例えばこの方  
は少し加算とかパーセンテージが、そういうふうなやりとりのシステムが今回追加され  
るということでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

内容としましては、新たな処遇改善を構築した事業所の方からその職員の請求に加算  
がされるわけですが、うちの方のシステムに取り入れる際に、その改修を行うこと  
で、その加算分が反映されるといいますか、そういったことで、システムの方で読み  
込んで給付費の計算がされるという形になります。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私もこの処遇改善の全体像を完全に把握してるわけじゃないんですが、確か今後5年  
間にかけて改善していくようなものもあるかと思うんですが、そういったまだ数年先  
の部分も今回の改修で対応できるのか、それともまた先々でこういったシステム改修が  
発生するのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

先程、少し申し上げたんですけども、平成24年度から職員の処遇改善につきましては  
は行われておりまして、平成24年度は1回目、平成27年度が2回目、今回平成29  
年度は3回目で行われてるんですけども、今回の分で最後じゃないかということで認  
識をしておるんですけども、その後の処遇改善につきましては通常のシステムのバー  
ジョンアップ等もありますので、それにつきましては、無償でバージョンアップできる  
分につきましては無償のバージョンアップで対応と、有償でのバージョンアップが必要  
となる分については今回のような改修が必要となってまいります。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと私が質問したのが、例えば放課後デイ等ありますよね。その例えば職員のあり方等について今議論がされてて、やはりこういった要件、こういった資格というようなのに今後なっていくというふうに聞いてるんです。ですからそういうものもカバーできるのかどうか、その辺りはまた全然別のシステムなのか、今回のものとの関係があるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

分かる人が言ってください。

山口課長補佐。

○課長補佐（山口聡一郎君）

今回の分につきましては、障害福祉サービス全体につきまして処遇改善を行うものがありますので、要件を満たした事業所につきましては、加算の要件が満たされておれば加算されますので、その分が職員の手当の方に還元されることになっております。

○委員長（岩永政則委員）

分かりましたか。

それでは他に質疑ありませんか。いいですか。

それでは質疑なしと認めます。

福祉課所管を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

健康保険課所管に入ってまいります。説明を求めます。

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

おはようございます。健康保険課所管の育児休業に係る補正予算ですが、課長に説明をさせますのでよろしく申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは予算書の10、11ページをお開きください。3款1項5目4節共済費です。15万4,000円、7節賃金90万1,000円です。これは職員が10月4日に出産予定日を迎えますので、56日前ということで8月10日から産休に入ります。その分の育児休業代替職員の賃金及び社会保険料になっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

先程同様に、地域振興費の中で育児、出産の代替職員の賃金ということで計上がされたんですが、その中ではこの通勤手当が1日300円というのが計上されとったんですが、そこはもう統一されたものというのは無いんですか、そこを伺います。

**○委員長（岩永政則委員）**

志田課長。

**○健康保険課長（志田純子君）**

一応2キロ以上の方ということになっておりまして、今回お願いしようという方が2キロ未満になっておりましたので計上しておりません。

**○委員長（岩永政則委員）**

他にありませんか。

質疑なしと認めます。

健康保険課所管を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

教育委員会、教育総務課に入ってまいります、所管の説明を求めます。

宮司教育総務課長。

**○教育総務課長（宮司裕子君）**

それでは教育総務課所管分の補正予算につきまして説明させていただきます。長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の12、13ページをお開きください。

歳出でございます。10款3項1目中学校管理費14節使用料及び賃借料でございます。今回は、町内の3中学校へタブレットを各学校45台、計135台整備するものです。また、合わせて普通教室に各1台ずつ無線LANを整備し、1クラス40人として1人1台使用する場面を想定しております。これによりまして調べ学習やグループ学習など様々な場面で活用できると考えております。今年度は9月から7か月分の使用料を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の程よろしく願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

提案理由の説明の中で、主体的、対話的に深い学びを云々というのが多分あったと思うんですが、何となく分かるようで分かりにくいという思いがしたものですから、具体的にどういうふうなことを想定されておられるのか、それについてお尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

委員の御質問にお答えいたします。この主体的で対話的で深い学びというのが、昨年度までアクティブラーニングというような言い方で、文部科学省の方で次期指導要領について説明をしておりました。これについては今の授業が講義型の一方的な授業ではないかということでの反省があって、これでは今後子ども達が国際的に出ていく、あるいは今後日本を作っていく上でまだ資質として足りない部分があるというふうなことで、いわゆるいろんなことを話をしながら、そして受け身にならないような授業の形態を作っていくということでアクティブラーニングという話でなっておりましたが、今回の学習指導要領の案が出るに当たりまして、横文字がそぐわないということで、主体的、対話的で深い学びというふうに変更されました。それを受けて本町の提案でも同じような文言を使用させていただきました。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私も電算機借上げの所でお伺いをしたいと思うんですけれども、まず先程御説明で45台掛ける3、135台ということですが、これは高田、長与、二中にそれぞれ45台ずつなのか、そこからお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

それぞれの3中学校に45台ずつ導入を予定しております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

長与中学校が事前に確かモデルか何かでタブレットを使った教育というのが先になされてたと思うので、既に有るんじゃないかという疑問が1点と、それからそれぞれの学校で生徒数が違う関係があるんじゃないかという点、それに伴って先程1人1台ということがあてはまるのかどうか、この辺りをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今、御指摘の点につきまして、長与中学校では既に御指摘のとおり、長崎県のモデル校として100台タブレットが与えられております。このタブレットにつきましては、Windows というOS で使われているものでして、今回入るのがまたOS が違います iPad という機種ですが、これについて言うとソフトが違いますのでそのソフトに対応するために iPad 4 5台を3校にというふうに考えております。なお1人に1台という想定につきましては、今、中学校は40人が学級の最大の数でございます。1学級実施をする時に1人1台ずつということで、全員が1台という意味ではありませんで、1授業で1台使えるようにという意味での45台設定でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今回、iPad の方をリースするということですが、県のモデル事業でやったのがWindows でその時の研究の成果といたしますか、それと今回 iPad でまた全然といたしますか、使い勝手が違う機種になるということで、前回使ったことのノウハウが活かされるのかどうかという疑問と併せて iPad が選ばれた理由、この辺りをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

まず iPad を選定した理由ですけれども、まず主体的に生徒が使いやすいということと、あとWindows のタブレットに比べて、無料のアプリ等も iPad の場合多いということもあって、総合的に見た場合の掛かる費用がこちらの方が安く済むということが導入の理由になります。現在、長与中学校で行われているICTのタブレットの教育につきましては、研修会等でノウハウ等もいろいろな教職員の先生方に行っておりますので、そういうことと、またその iPad という新たな機種にはなりますが、同じような使い方をさせていただいて、各中学校で授業に活用していただければと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

おおよそ理解をいたしましたので最後にしたいと思うんですが、今後中長期的に見て、このWindows から本町としては iPad の方に移行していくという考えなんですか。その辺りお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

現在財政面が厳しいということもありまして、今のところまだこれ以上のタブレットの導入に関しましては計画は立てておりません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

まずタブレットとのことで1点、当然のことで聞かなくてもされていると思うんですけども、ある程度安全に使うために保護者がよくスマホとかこういうタブレットに制限をかけますけれどもそこはもちろんされてるということですよ。確認だけですけど。

○委員長（岩永政則委員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

安全面に気をつけてフィルタリングをかける予定にしております。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

了解しました。それと、今回の補正とはちょっと離れるんですけどよろしいでしょうか、委員長。

長与小学校にまきの木がありますけれども、これが枯れてますよね、完全に。これをどうされるのかなど。やっぱり見た目にもおかしいし地域の方からもこのまきの木をどうするんだろうという意見を聞いたりするんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

手が挙がりましてので、もうせっかくの機会ですから。

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

御心配をおかけしておりまして大変申し訳ないと思っております。移植して、かなり植木屋さんにもいろいろしていただいているんですけども、どうしてもその下に水が多くて、根腐れした状態で根がつかなかったのが現実でございます。それに関しまして、やはり長与小学校にはまきの木、イチョウの木というのが、どうしても今までの学校の中のメイン的なものでありましたので、次の50周年という形の時に、町制施行の50周年か何かという時に、新たに植樹をさせていただいて、まきの木の三世目ですか、今回になりますと。そういう形で記念植樹という形で対応してまいりたいと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。以上で教育総務課所管を終わります。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

生涯学習課所管に入ってまいります、説明を求めます。

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

それでは一般会計補正予算（第1号）の生涯学習課所管分につきまして御説明いたします。説明書の6ページ、7ページをお開きください。19款5項1目雑入でございます。1節雑入の一般コミュニティ助成金でございますが250万円を要求させていただいております。これは岡浮立保存会の傘鉾作成に対する自治総合センターよりの助成金でございます。次に12、13ページをお開きください。10款6項1目社会教育総務費でございます。19節負担金、補助及び交付金のPTA関係補助金でございますが10万円を要求させていただいております。これは長与南小学校が創立30周年を迎えるにあたり記念植樹等の記念事業を予定しておりますが、それに対する補助金でございます。最後に4目文化振興費でございますが、19節負担金、補助及び交付金の250万円を要求させていただいております。これは歳入でも御説明いたしましたが、岡浮立保存会の傘鉾作成に対する補助金で、自治総合センターよりの助成金をそのまま補助するものでございます。以上簡単でございますが説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。ただいまから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで生涯学習課所管を終わります。ありがとうございました。

それでは、13時から開会をすとして、若干図面等の説明を受けて、終わり次第出発すると。そして帰ってきてからまた審議に入るということで、説明、現地調査、そして質疑までで今日は終わりたいと思います。

13時まで休憩します。

(休憩 11時45分～12時58分)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開をしたいと思います。

住民環境課の所管に入りますけども、最初に図面が配付されておりますから、図面の説明のみ受けまして、現地に参りたいと思います。

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

それでは平成29年度長与町一般会計補正予算の住民課所管分について、まずは図面

について御説明をいたします。担当の久松の方からの説明をいたします。

○委員長（岩永政則委員）

久松課長補佐。

○課長補佐（久松勝君）

皆さんこんにちは。再任用で課長補佐を拝命しました久松です。どうぞよろしくお願  
いいたします。コンポストの跡地の対策について去年から引き続いて関係してござ  
いて、私の方で担当でやれということで今やらせていただいておりますので説明をさせて  
いただきます。

まず皆さんにお配りしました図面が2枚ございます。1番上の方が調査に係る予算で  
いえば13節委託料の方の部分です。2枚目が15節の工事請負費に関する資料でござ  
います。まず1つ目の委託に関する業務につきましてはこの地図からいきますと、皆さ  
んお持ちになっているホッチキスで留まっている方、こっち側が北側になります。下の方  
に道路計画線が入っておりますけども、これが高田南土地区画整理事業の高田越トンネ  
ルから上ってきた所の付近でございます。真直ぐ行きますと、それから分岐してからカー  
ブがありますけど、ここがちょうど高田中学校の正門付近です。正門の手前から左手  
の方に下りまして道路が回っておりますけど、これが高田中学校の周回道路です。高田  
中学校の範囲から言えばこんな感じであります。この付近が高田中学校のグラウンドと  
いうことになっております。ここでクリーム色に黄色っぽく色を塗っておりますところ  
が元々の長崎市のコンポスト工場跡地、コンポスト工場自体は高田中学校の方にあった  
わけなんですけども、こちらの方は処分地ということで長崎市が購入されて長崎市の所  
有物であったわけなんですけども、高田中学校を買収する際に一緒にこの土地まで長与町  
の方が買い取ったといった経過がございます。高田中学校につきましては、高田中学校を  
計画する段階でガス抜き対策とかも万全になされておるわけなんですけども、それ以外  
であったこの町有地で残ってる所です。こちらの方がそのままになっております。購入  
後に幾らか造成がされて今の土地に形成されてるわけなんですけども、元々の土地とし  
てはガス抜き対策工事というものをそこまでちゃんとした工事がなされてないような状  
況です。現在は、こちらからいくと1番上の方、ここが地元の方々がターゲットバード  
ゴルフの練習場として使っておられます。そしてこの上の方、ここはもう手付かずでか  
なりの藪になってます。この中に昨年、27年の7月に椿林の土地区画整理事業といっ  
て、こんな広範囲の中で事業を進めるという計画の中で、ガスが入ってるんじゃないか  
ということからボーリング調査をされています。そうしましたところ、やはり高濃度の  
メタンガスが入っているということが再度確認されております。

過去においても、平成4年にこの中学校を買収する時にも、この付近のガスの調査を  
やってるんですけども、いろいろ調べましたら過去の資料の中でもやっぱりガスが入っ  
ていると。また平成13年ぐらいにもこの付近の調査をやってますけども、そこでもや  
っぱり入ってるというのが確認されて、今回もまたそれから10年以上経ってるんです



けども、まだまだ残ってるというようなところでした。そのために今回、ここの中の調査を十分にやって廃棄物がどのような層に入ってるかというのを確認をしたいと。それとどこまで入ってるか、埋まってるか、そういった範囲。それと先程言いましたように、中にある容量、それとかガス、それと水質について問題ないのかどうか、そういうものを調査していきたいと思っております。

ここに青の線を引いておりますけども、これが地表波探査という探査方法でやる事業ですけども、まずこの上に機械をずっと並べて行って地震波を起こす。1番手軽な方法らしいんですけども、掛矢でたたいて地震波を起こして、そしてその地震波の速度S波という速度の地震波を測定して中の構造を物理的に調べていくと。そういう事業をやります。それとあとはボーリングを新しく4本掘って、その廃棄物等の範囲の確認。それと上流側の地下水の水源をとろうと。下流側には、こちらが変電所から入ってきた所になるんですけども、そこには昔の長崎市がずっと調査されていたボーリングの井戸がありますのでその地下水の調査をやると。だから上流下流の調査をするとここから何か流れ出ているかどうかとか、そういったものも確認できるということでございます。過去の資料からいきますと、地下水、浸出水についても環境基準を超えたことはないようです。ですから安定はしているというところです。

そしてもう1つ、2枚目ですけども、ガス抜き工事をする所の図面です。赤丸の所がボーリングを新しく掘って216ミリ、21センチのボーリングを掘って、その中に有孔管、VPの水道管みたいな管、スリット管と言って横にずっと切れ目が入って、周りからの空気がこの中に入って上に抜ける。こういった管をこの中に差し込んでいくと。当然、管の周りには土が被ってこないように砕石をずっと詰めていきますので掘り起こして行って、今地中にあるガスを抜き出そうと。ガスというのがメタンガスですので、メタンについては無臭無害、可燃性であるということですけども、今のところは1番高いので60%ぐらいの濃度があるんですけど、最終的には1.5%ぐらいまでいきたいと思っております。それでこの図面でいきますと緑の丸が3か所あると思います。緑の丸が昔、平成13年ぐらいに掘ったボーリングのようです。それでガス抜きが機能しているのが、これとこれ、そして27年に椿林の区画整理の関係で掘ったのがボーリングの3と2と4、青のです。この3か所と、先程言います緑の2か所、これが今ガスを抜いているような状況です。緑のこっちはキャップがされてまして、まだそのまま蓋がされている状況です。あとこのボーリングナンバー1というのも27年の7月に掘ったんですけども、ここはもう埋め戻しされております。こういったことからガス抜きの箇所自体がかなり少ないもんですから、大体30メートルに1か所は掘って行って抜いてしまおうというそういう予定でございます。現地の方に御案内するとすると、高田中学校の方の裏門の方、高田中学校から入って行ってグラウンドの下の方で車を停めて、それから少し下りていただいてこのターゲットバードゴルフ場の練習場、こちらの方に入っていただいたらどうかと思っております。

現地の方で説明させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

以上で図面の方は終わらせていただいて、準備ができ次第出発をしますので表玄関の方に御集合いただきたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

現地はお疲れ様でした。それでは休憩を閉じて委員会を再開をしたいと思います。

住民環境課につきまして審議をしたいと思いますが、初めに提案理由の説明をお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

現地調査お疲れ様でした。ありがとうございました。それでは平成29年度長与町一般会計補正予算に関して、補正予算に関する説明書により住民環境課所管分を御説明いたします。

まず説明書の10、11ページをお開きください。1番下段の4款1項5目環境衛生費13節委託料でございます。コンポスト工場跡地のガス抜き工事に伴う現状調査、及びガス抜き対策工事計画立案等の業務委託料として1,378万4,000円の補正をお願いするものでございます。今回の調査等の委託業務と、それから次のページの環境対策工事については椿林土地区画整理事業による計画段階で平成27年の7月から8月に組合がボーリングの調査を行った際、地中内にいまだ高濃度のメタンガスが滞留していることが確認され、28年9月に町への対応等の御相談がありました。所有者であります町として、役場内の関係資料等を収集し取りまとめを行いました。また他の自治体、それから専門機関とも御相談をさせていただき、対応の協議を行ってまいりました。廃棄物の埋立跡地の安定的かつ適正な処理について関係法令法等とも照らし合わせ、ガス抜きを基本工事として埋立地内の各種調査を適正に行うことが必要と判断し、今回の補正をお願いしたものでございます。内容といたしましては、ガス抜き工事を行うため、事前にガスの発生の要因、それから概要の調査、跡地のボーリングによる地質調査、表面波探査等による廃棄物層の内容や容量等の調査、ガスの濃度、温度の測定、地下水等の採取、それから分析等を実施し、現状に対応した効果的な対策工事の計画立案までの業務が今回の委託料でございます。

次のページをお開きください。4款1項5目15節工事請負費でございます。コンポスト工場跡地の環境対策費として1,003万9,000円の補正をお願いするものでございます。工事内容といたしましては、跡地の現地調査による現状に即した適正な工事計画によりガス抜き対策工事を行うものでございます。ガス抜き工事の方法については、

埋立地の範囲を網羅するように15メートル間隔のメッシュ状に分割しボーリングを行い、スリット管を埋め込んでガスを吸収しやすいように砕石を間詰めし、より効果的にガスが抜けやすいように管の施工を行う工事であります。スリット管の設置については調査結果にもよりますが、現段階では16か所を予定いたしております。期間については、調査期間で3か月、工事期間を2か月で現在のところ予定をしております。最終的に今年度中に全ての工事までを完了させる予定でございます。

9日の本会議中の第36号議案の平成29年度長与町一般会計補正予算の竹中議員の本工事について御質疑の際に、私が工事の方法について30メートル間隔のメッシュ状に分割して、とお答えをしておりましたが、今の計画では15メートル間隔でもっとピッチを狭めてするという事の計画でございます。この場でもちょっと訂正をさせていただきます。以上が住民環境課の補正予算関係でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりました。早速質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

確認程度になるのかもしれないんですけど、このいただいた地図を見るとグラウンドの中間ぐらいまでその跡地が入ってるということで、この黄色い所がそうだとしたら中学校グラウンドの所まで入り込んでますけれども、中学校ができて20周年が去年行われたぐらいで、その前にはもうガス抜き作業が行われてて今もそのガスを抜いてる状態ということでお聞きしたんですが、これって大体どのくらいの期間で抜けてしまうのかというのも1つちょっと問題になろうかと思うんですけども、そこら辺は高田中学校の分を例に挙げたとして、ある程度分かってらっしゃるのかどうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

久松課長補佐。

**○課長補佐（久松勝君）**

ただいまの御質問は、今回の町有地の部分ということでお答えさせていただきたいと思いますが、一般的にガス抜き工事が終われば1年以内ぐらいである程度は抜けてしまうようなことが報告されております。先程課長も申しましたように15メートルごとにメッシュで切って管を入れていくわけですが、遠い所で30メートルぐらい離れますけども、大体30メートル以内ぐらいに通常は管を入れていくようです。ですから工事完了後1年間ぐらいで基準値ぐらいまで抜けてしまったとしまして、それからまた変化がないか2年間は観察していくというそういう予定でおります。恐らく1年ぐらいで抜けてしまうのではないかと考えております。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この調査ボーリングで4本ボーリングをされている内のこの黄色の中にあるB-1、B-2の2本は、この工事のガス抜き管の設置と兼ねるということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

久松課長補佐。

○課長補佐（久松勝君）

黄色の中の分につきましては、まずは調査の管ということで掘ります。ボーリングの管自体が違うもんですから、調査ボーリングで最初4本掘りますけど、これ通常のやぐらを組んで掘るタイプです。実際のガス抜き管の216ミリの管となると、今度は自走式の機械を持ってきて掘りますので、併用は無理かと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっとまず、基本的なところをお伺いしたいんですけども、コンポスト跡地ということですけども、コンポストというのは、要するに以前、堆肥といいますか肥料を生産する場所だったのか。例えばいろんな牛糞とか鶏糞とかそういったものを混ぜて作っているようなそういう工場だったのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

久松課長補佐。

○課長補佐（久松勝君）

当該地につきましては、長崎市の清掃部の施設であったわけで、一般廃棄物の工場ということで、一般家庭から出された生ごみを堆肥化していた工場ということになります。ですから、他の牛糞とか鶏糞とか、そういったものは対象外として家庭から出る生ごみを選別して、そして堆肥を作っていたという施設でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

以前からそういう施設だということで、廃棄のパイプ等が設置されてあったと思うんですけども、その段階で恐らく事前にどういった内容物になっているのかという調査があったのか、今分かっているのはメタンガスということですが、メタンガスだけなのか、その他に危ないようなものはないのかどうか、メタンガスだけが問題なのかどうか、この辺りはいかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

久松課長補佐。

○課長補佐（久松勝君）

冒頭始まる時に、御説明の中でお話しさせていただきましたけども、平成4年と平成12、13年ぐらいに調査した結果については、やはりメタンガスの濃度が高いと。あとアンモニアと硫化水素、こういった数値もあるんですけども、調査した結果そういったものが基準値を超えているというところまでではなく、過去の報告書を調べてみたら基準を超えていたということになっておりませんでした。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

硫化水素、アンモニア等もあったが、これは基準値以下で問題ないだろうという判断で、問題はメタンガスということですよ。今ちょっと見させてもらったら、言われるように無害、人に対する毒性はないし、無臭で無色だということですが、問題点は何なのか。その発火性というのがやっぱり課題、そこを何とかしないといけないというのが課題なのかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

久松課長補佐。

○課長補佐（久松勝君）

まず、根本的な問題点というのがこの場所が一般廃棄物の最終処分場であるという、新法になる前の古い施設ですので、今の新法が後からできて、かなり管理とか構造とか厳しくはなってるんですけど、それ以前の施設ですので、そこまでの法的な規制は及ばないところもあるんですけど、どう見ても、どうしても処分場であるならばそれを安定しているんだという条件の中で地中のガスが無いとか、温度の変化が無いとか、それとか水に対して基準値を上回って無いとか、こういったものがずっと続いている状況であるかどうかというのが1番の問題点なんですね。その中のガスが、メタンガスが1つ高いと。ですから、これをまずは抜いてしまっただけで安定化させてしまおうと。旧処分場として問題無いんだよというところに持っていきたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

深さをどのくらい差し込むかとかいうことについても、これはもう今後の調査によるということなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

久松課長補佐。

○課長補佐（久松勝君）

27年に椿林の区画整理の方でボーリングされた調査結果とかあって、それで深さというのが大体分かっておりますので、それをもとに大体今の計画を立てておりますが、1番深い所で14メートル、1番浅い所で3.1です。そのくらいの深さで、場所によって分けていこうかと思っております。そのような計画です。あとは、地表が段差、こういったもので廃棄物等の深さがおのおの違って来るかと思っておりますので、その場所にあった深さに変えていきたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

この調査の中で、上流下流の水質調査もされるということで、具体的には工事はガス抜き工事ということを説明をお聞きしましたけども、今の段階で調査をしなければ分からないとは思いますが、中の地下水等には有害なものはないという認識でされているのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

久松課長補佐。

○課長補佐（久松勝君）

今のところ、浸出水にしましても基準値を超えるものは出ておりません。今年1月になってから水質調査もやっておりますけども、そういったものについても基準値を超えるものが流れ出ているというような結果にはなってませんし、あと下流域についても河川の水質調査もずっとやっておりますので、そういった中でも変化はございません。恐らくそういったもの、基準値を超えるようなものが入っているのかどうかというところまでははっきりは言えませんが、今のところ安定しているのではなかろうかと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

今の水質調査については分かりました。今回このガス抜き工事をして、さっき他の同僚議員が質問しましたけれども、1年ぐらいでガスが抜けるのではないかということでお話されてましたが、今、下の方はターゲットバードゴルフのグラウンドということで利用されている。半分は昔は利用されていたのかもしれないけれども、今後について調査が全て終わった段階での町有地の利用についてというのは特にお考えはないということでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

調査それから工事をした後については、おおよそ2年間のモニタリングといたしますか、

いろいろなガスの状態だったり水の状態だったりをきっちりと調査をするように法的なものの規制がっております。ですから2年とにかきっちりと調査をして、何も問題が無いということであれば、今回の開発も含めて、あの土地をどういうふうにご利用した方が良いのかは、その後の判断になると思います。今の段階では調査も工事もしない状況なので、こうした方が良く、こうしなくてはいけないとかいうことが、ちょっとお答えできない状況でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

すいません。先のことまで伺いまして、あれだったんですけど、ガス抜き工事等が終わってそのガス抜きパイプを立てたら、グラウンドとしてはちょっと今使用されてる方にはお話をしているということですけど、その後、その2年間のモニタリング等もあるので、グラウンドとしての今の利用されてる形に戻すかどうかは決まっていなくて、そういう形にまた使うということも、今のところは検討段階ということではよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

あそこを使用されてる方については、工事期間中にはちょっと使用ができないかなと思っております。ただ、健康づくりのためにも、ターゲットバードゴルフを利用されておりますので、ちょうど下の段の方のグラウンドの所については、管を横に、周辺の方に逃がして上に上げると、グラウンドの中心部、現在使っている所は、工事後には使用していただくようなそんな施工方法を今するように検討しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

ちょっと今のを伺って、メタンガスの引火点と言えは何度ぐらいになるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

引火点といいますか、いろいろな資料があるんですけども、爆発の範囲の濃度が5%から15%、着火点といいますか、着火温度がいろいろ書いてあるんですけども、500度とかいうふうな資料もございます。要するに濃度と酸素と火の温度がちょうどまい具合に合致した時に爆発が起きるということで認識しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

ターゲットバードゴルフ等利用されてるということで、多分火気を使って煙草も吸われる方もおるのかなというふうに考えれば、発火源がそこにあるんで、ちょっとどうかなっていう気持ちでしたんでちょっと伺ったんですが、そこら辺は大丈夫なんですか。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

ガス抜き管を上の方に施工しまして、管の周りに何か囲いをして、触らないように入らないようにするような計画でおります。それと委員がおっしゃられるとおり万が一のことがありますので、御利用される方には、こういった状況だから万が一がありますので、火が特に注意してくださいと。それからチラシ等も作りまして、周辺地区の方には周知を図っていきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程の御説明ですと、調査、それから工事後は、今利用されてる方にも利用していただくということなんですけど、ちょっと私が大丈夫かなと疑問に思うのが、調査工事が終わってから2年間モニタリングをしないといけない期間があるわけですよね。この2年間というのは、その後も本当に変化がないかというのをチェックしないといけないのに、その期間はグラウンドを使って良いよということになりますと、ガス抜き管の3とか5、これちょうどグラウンドの利用する所に入るもので、これ塞いでしまうということになっては意味がないと思うんですが、ここはどういうふうに対処されるのですか。

○委員長（岩永政則委員）

久松課長補佐。

○課長補佐（久松勝君）

ちょうど委員おっしゃるとおり、③と⑤とか、ちょうどコースの真ん中になりますので、これについては地表以下50センチからもう少し下げた所で止めて、それからエルボー、継ぎ手ですね。継ぎ手で横に這わせて行って端っこの方に持ってくると、そこから立ち上げるという考えでおります。地中の中を横走りさせてです。縦の位置は一緒です。今のところですね。L字型に上がってくるという、ちょうど今、高田中学校のグラウンドの中に入っているのと同じような構造で横の方にやりたいなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）



その他の部分は、説明ではスリットを入れて、要するにスリットを入れるということは、そこに入って来る流入する空気の力を利用して吸引してあげることだと思うんですが、今言われたように地中の中でエルボーで倒してということになると、そのあたりが効果が大丈夫なのかなという疑問もあるんですが、そこは大丈夫なんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

久松課長補佐。

○課長補佐（久松勝君）

今の工法については、よその事例でも対応されている工法でございます。高田中学校のグラウンドにつきましても、外周8本入ってますけども、グラウンド中のものを全部端っこの方に土の中で引いて、それで排出しております。こういうことから効果があると考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。いいですか。

質疑ないようでございます。質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

以上で、全部の議案の質疑を今日で終了したということで、明日は、討論、採決です。そういうことで補正予算等につきましては進めていきたいと、その後、研修等について御検討いただくという予定でいきたいと思っております。そういうことでよろしくお願いをいたします。

以上をもって散会といたします。お疲れ様でした。

（散会 14時38分）